

教員養成セミナー9月号
動画講義

13ヵ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第1回◆教育原理

教授-学習理論、生徒指導、学校運営

講師：大西 圭介

テーマ1

教授—学習理論

テーマ1

コメニウス...近代教育学の父

出生地	行ったこと	著書	
モラヴィア (現在のチェコ)	公教育の原型を作った。 教育の対象としての子ども、年齢ごとの学年構成、カリキュラムの整備、同一の教科書、一斉教授法の提唱。	大教授学 ・「あらゆる人にあらゆる事柄を教授する」というのが主題。コメニウスの掲げる人生の理想は、神様と一つになって来世において永遠の幸福を得ることであり、現世の生活はその準備。 ・汎知主義。上記の主題を目指す教育思想のこと。	世界図絵 ・世界初の絵入り教科書、子ども向けの絵本。

テーマ1

ペスタロッチ...スイスの民衆教育の父

出生地	行ったこと	著書		
スイス	小学校教育のやり方の礎を築いた。 メトーデ (methode)、つまり、方法論の確立。 直観教授 →知識を感覚器官を通して教えること。	シュタンツだより シュタンツ孤児院で孤児や貧しい子ども達への教育奮闘記	リーンハルトとゲルトルート スイスの農民生活を描いたもので、賢い婦人ゲルトルートが、子どもに紡績や農業、国語や算術を教える話。リーンハルトは石工をしている彼女の夫だが、悪友にそそのかされて家庭を顧みない。ゲルトルートは、しだいに他家の子どもにも教えるようになり、村の改革を望んでいた有力者の力添えで学校を開いていく、という話である。	隠者の夕暮れ 上記のような文が箇条書きで書かれており、脈略はない書籍。人間平等の主張にもとづいて人間形成の原理を探究がなされている。そこから読み取れることは、教材を教え込むことへの批判。

テーマ1

ヘルバート...近代教育学の建設者

出生地	行ったこと	著書
ドイツ	四段階教授法の開発 明瞭－連合－系統－方法	『一般教育学』 教育の究極の目標は「品性の陶冶」。 それを目指すために、教授方法として以下の3つが大切だとした。 ・ 教授…教材を通して知識を与える。 ・ 訓練…教えられた内容を心情や思想に働きかける。 ・ 管理…授業時間に平静を保つ。

テーマ1

ラインとツィラー...ヘルバルト学派

出生地	行ったこと
ドイツ	五段階教授法 の開発 ヘルバルトのいう四段階教授法を発展させた。 明瞭を分け 、教師の教材の提示の順序を明確にした。

ライン	ツィラー
予備-提示-比較-総括-応用	分析-統合-連合-系統-方法

テーマ1

デューイ・・・プラグマティズムの代表的人物

学習理論名	特徴	著書
問題解決型学習	生活のなかで直面する問題の解決過程を学習過程として組織した方法。 手順は、(1)問題への気づき、(2)問題の明確化、(3)仮説の設定、(4)仮説の推論・検討、(5)検証	『民主主義と教育』 『学校と社会』

テーマ1

ブルーナー

学習理論名	特徴	著書
発見学習	教師が一方的に「正しい知識」を教え込むのではなく、学習者自身の力で「正しい知識」を発見させる学習方法。科学者の研究活動に近い活動を通して知識を獲得することが目指される。仮説実験授業はこのアイデアからきている。 スプートニクショックをきっかけに開かれたウッズホール会議で議長を務めた人物。そのときの報告書で発見学習が提唱された。	教育の過程

テーマ1

ブルーム

学習理論名	特徴
完全習得学習	「適切な指導を行えば、どの子も教育内容を完全に習得できる」という前提に立って提唱された理論。 手順は、(1)学習の過程でテストを行い、学習者が教育目標を達成できているかを確認する。(2)達成できていない学習者に対しては、補充教材を与えたり個別に指導を行う。(3)それを繰り返す。 ブルームは学習指導と教育評価を一体的に捉えた。評価を診断的評価(学習者の力量を事前に把握し、指導計画を立てるための評価),形成的評価(教授を通して学習者がどの程度理解したのかを確認するための評価),総括的評価(教授の結果を知るための評価)の3つに分け,形成的評価を重要視した。

テーマ1

パーカースト

プラン名	方法
ドルトンプラン	学級単位の一斉授業を廃止し、教科別の「実験室」を設けた。生徒は自ら作った「学習割り当て表」に沿って、教科担任の指導の下に自由に学習を進める。
ドルトン市のハイスクールで行われたため。	生徒は、教師と自分の立てた学習計画をもとに、1ヵ月間にどの科目をどこまで学習を進めるかという契約をする。それぞれの教科ごとに箱が用意され、学習問題に対する答えや教師への質問を記入するカードが用意されている。生徒は毎日、学習の進行に合わせて、自分で該当するカードを取り出して自習する。教師に提出して合格するとポイントがもらえる。教室の壁に貼ってある学習進度表の自分のます目をポイントごとに指定された色で塗りつぶしていく。

テーマ2

生徒指導

テーマ1

『生徒指導提要』

第1章 生徒指導の意義と原理

第1節 生徒指導の意義

1 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の**人格を尊重**し、**個性の伸長**を図りながら、**社会的資質**や**行動力**を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの**人格**のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、**学習指導と並んで**学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

※冊子版では「...よりよい発達を目指すとともに、...」

『生徒指導提要』

第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解

第1節 児童生徒理解の基本 (2) 児童生徒理解に求められる姿勢

教科指導においても生徒指導においてもその他のどのような教育活動においても、教育実践が成果を上げるための大前提の一つは**児童生徒理解**です。なかでも生徒指導においては児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右するといっても過言ではありません。人は理解してくれている人には安心して心を開きますが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応するものだからです。しかも生徒指導においては**愛と信頼に基づく教育的関係**が成立していなければその成果を上げることはできません。

そのため生徒指導においては**共感的理解**が求められるのです。児童生徒を共感的に理解するためには児童生徒について、また児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知る必要があります。**生徒指導はまず児童生徒理解から始まる**と言えるでしょう。

『生徒指導提要』

第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解

第4節 児童生徒理解の資料とその収集 (2) 資料収集の方法

児童生徒から必要となる資料を直接収集する方法と、他の連携先(学内の他の教員, 養護教諭, 保護者, 地域, 異種学校の教員, 病院の医師, 警察官など)から収集する場合があります(連携については, 第5章4節, 第8章でその詳細が述べられています)。資料収集に当たっては目的に応じた方法を採用することが必要であり, 複数の方法による情報の多面的かつ統合的解釈を通した児童生徒理解が求められます。

児童生徒から, 直接資料を収集する主な方法として, 観察法, 面接法, 質問紙調査法, 検査法, 作品法, 事例研究法などが挙げられます。

テーマ1

『生徒指導提要』

第5章 教育相談 第1節 生徒指導と教育相談

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して**特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。**

教育相談の目的を実現するためには、**発達心理学や認知心理学、学校心理学**などの理論と実践に学ぶことも大切です。また、学校は教育相談の実施に際して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、実践することが必要となります。

(中略)

教育相談と生徒指導の相違点としては、**教育相談は主に個に焦点**を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、**生徒指導は主に集団に焦点**を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところにあります。

テーマ1

『生徒指導提要』

第5章図表5-3-3 教育相談でも活用できる新たな手法等

手法名	概要
グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味。 グループ体験を通じ、他者と自分に出会うこと を意味する。 人間関係作りや相互理解 を目指す。学級作りや保護者会などに活用できる。
ピアサポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味。児童生徒の社会的スキルを「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムである。
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法。 「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「問題を解決する」「集団行動に参加する」 などを目標とする。
アサーショントレーニング	対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニング。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「援助を申し出る」といった 他者とのかわりをより円滑にする 社会的行動の獲得を目指す。
アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法。 段階的に怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えることを目指す 。また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もある。
ストレスマネジメント教育	様々な ストレスに対する対処法を学ぶ手法 。ストレスについての知識の獲得、「リラクゼーション」、「対処法」というプロセスを踏む。危機対応などによく活用される。
ライフスキルトレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるための トレーニング。「自尊心の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指す。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法。
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようなカウンセリング的方法。

テーマ2

いじめ防止対策推進法

いじめの定義

「一定の人的関係」とは、
学校の内外を問わない

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

テーマ2

いじめ防止基本方針

いじめの防止

- ・ 学校の教育活動全体を通じた**道徳教育**や人権教育の充実, 読書活動・**体験活動**などの推進。
- ・ 全ての児童生徒が、自己有用感・**自己肯定感**・充実感を感じられる学校生活づくりをする。

早期発見

- ・ 定期的な**アンケート調査**

対処

- ・ 教職員で抱え込まずに**組織的に**対応する。

テーマ2

不登校児童生徒の定義

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間**30日**以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいう。

テーマ2

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

1 基本的な考え方

(1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標にするのではなく**、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

テーマ3

学校運営

テーマ3

学校運営とは

学校運営とは、学校教育目標の効果的な達成のために必要な人・物・金・組織を、PDCAサイクルを踏まえて整備し、有機的に運営する営みのこと。

学校運営は、校長のリーダーシップの下、教職員が協力して実施するもの。

※学校全体の運営案や教育目標は、全教職員の意見を反映させながら、最終的には校長が確定する。

テーマ3

職員会議とは

職員会議とは、円滑で効果的な学校運営のために、全教員を構成員としておこなわれる会議のこと。校長の補助機関としての位置づけである。

テーマ3

校務分掌とは

校務分掌とは、学校教育目標を達成するために全教職員が分担して仕事を行うことである。分担する仕事ごとにまとめ役として主任が置かれる。

例：教務主任(校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる)、

学年主任(校長の監督を受け、個別の学年の教育活動に関する事項について連絡調整および指導、助言にあたる)

テーマ3

学校運営協議会と学校評議員

	学校運営協議会	学校評議員
導入	2004年	2000年
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6	学校教育法施行規則第49条
設置主体	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。	①設置者の判断により、学校におくことができる。 ②人数や任期など具体の在り方は、設置者が定める。
権限	①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見が述べることができる	①校長の求めに応じ、校長が行う学校運営について、意見を述べることができる。 ②意見を求める事項は、校長が判断する。
任命	保護者や地域住民、社会教育法に規定されている地域学校協働活動推進員などの中から、学校運営協議会を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。	①校長の推薦により、設置者が委嘱する。 ②当該学校の職員以外で、教育に関する理解と識見のある者の中から委嘱する。